

### 事前審査型条件付一般競争入札共通事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、事前審査型条件付一般競争入札共通事項を次のとおり公告する。本公告の内容は、四日市市が発注する工事（四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第2条第3号に定めるもの）を対象とする。

（本公告は、入札に係る工事の概要及び個別公告で求める入札参加資格要件を除く、入札に参加するための基本的な要件を表記したものである。なお、個々の工事の概要および入札参加資格要件は内容が決定しだい、別に公告する個別公告に記載する。）

#### 1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 現行の四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という）に登録されている者であって、次に定める種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げるもの
  - ア 建設工事 入札参加資格者名簿に個別公告に示す業種で登録されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有するもの
  - イ 測量業務 入札参加資格者名簿に「測量」として登録されている者のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けているもの
  - ウ 建築物の設計業務 入札参加資格者名簿に「建築関係コンサルタント」として登録されている者のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けているもの
  - エ 建設コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「土木関係コンサルタント」として登録されている者
  - オ 地質調査業務 入札参加資格者名簿に「地質調査」として登録されている者
  - カ 補償コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「補償関係コンサルタント」として登録されている者
- (3) 建設業法第27条の23の規定の対象となる場合、個別公告で示す業種に関して有効期限内の経営事項審査を受けている者
- (4) 公告から入札までの期間において、市から入札参加資格停止を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定がなされた若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定がなされた若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者

- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。以下、当該 3 保険を「社会保険等」という。）。なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認を行なうものとする。
- (8) その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者

## 2 入札参加資格の確認等

- (1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事の入札参加資格確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
この場合において、電子入札システムにより入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出しなければならない。
  - ア 提出先 四日市市上下水道局 管理部総務課
  - イ 提出部数 1 部
- (2) 入札参加資格の審査結果通知等
  - ア 電子入札においては、入札参加資格確認通知書を電子入札システムにより発行する。
  - イ 郵便入札においては、入札参加資格のない者については電話により通知する。参加資格のある者には連絡しない。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、資格の無い旨の通知を受けた日の翌日から起算して 2 日（四日市市の休日を定める条例（平成元年四日市市条例第 7 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面によりその理由について説明を求められることができる。
- (4) 理由は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 2 日（休日を含まない。）以内に書面で回答する。

## 3 設計図書の販売

- (1) 設計図書は、上下水道局指定先で有料販売する。
- (2) 販売期間は、工事の公告の日から定められた期日までとし、同期間内に予約があったものについて販売する。

## 4 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、指定日までに書面により申し出ることができる。  
質問に対する回答は、上下水道局管理部総務課において供覧する。

## 5 入札方法

- (1) 電子入札においては、定められた期日までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札（電子入札システムを使用せず、書面により行う入札及び開札をいう。以下同じ。）を認めるときはこの限りでない。

- (2) 郵便入札においては、定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

直接上下水道局管理部総務課に持参した入札書は受け付けない。

## 6 現場説明会

工事の現場説明会は行わない。

## 7 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約金額が500万円未満の場合は免除する。

## 9 入札書に記載する事項

- (1) 電子入札においては、入札書に入札額、くじ入力番号その他必要な事項を入力の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札を認めるときはこの限りでない。
- (2) 郵便入札においては、四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第11条に規定する入札書に入札額、工事（業務）名、工事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事の公告の記載に従い記入の上、指定された郵送方法により提出すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 郵便入札においては、入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

## 10 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 入札公告に示す入札書の提出期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を電子入札システム又は書面で上下水道局管理部総務課に提出すれば辞退することができる。
- (3) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。

## 11 入札（開札）の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者は、入札（開札）に立ち会うことができる。

## 12 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和 39 年四日市市規則第 12 号）第 13 条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者及び虚偽の申請をした者が行ったもの
- (2) 入札金額を訂正したもの
- (3) 入札書の宛名が違うもの
- (4) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したもの
- (5) 入札書の提出期限を過ぎて到着したもの
- (6) 同一の入札について、複数の入札書を提出したもの
- (7) 郵便入札において、同一の入札について複数の封筒を提出したもの
- (8) 郵便入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの
- (9) 郵便入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの
- (10) 工事費内訳書（委託業務の場合は業務委託内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの
  - ア 工事費内訳書が添付（郵便入札においては同封）されていないもの
  - イ 入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された金額が異なるもの
  - ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの（スクラップ控除及び千円未満の端数処理を除く）
  - エ 記載すべき項目が欠けているもの
  - オ その他不備のあるもの
- (11) 予定価格の 10 分の 1 に満たない金額で入札したもの
- (12) 総合評価方式の入札において技術提案に係るヒアリングが設定されている場合に、そのヒアリングを欠席したもの

附 則（平成 22 年 4 月 1 日上下水道局告示第 11 号）

この告示は、告示の日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 1 日上下水道局告示第 14 号）

この告示は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日上下水道局告示第 14 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日上下水道局告示第 24 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日上下水道局告示第 12 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 25 日上下水道局告示第 21 号）

この告示は、令和元年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 1 日上下水道局告示第 3 号）

この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

(上下水道局管理部総務課)